

## 会 議 録

会 議 名	平成 30 年度第 1 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 30 年 5 月 21 日 (月) 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 竹田正巳氏、成田盛雄氏、久米義金氏、万木和広氏、 青山佳子氏
	事務局	神谷町長、井上建設部長、野村建設部次長、小井手 建設部技監 棚瀬都市計画課長、榊原課長補佐兼都市計画係長、 竹内主査、久野主査、村中技師 (株)国際開発コンサルタンツ 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	共感プロジェクトについて (公開) 明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲等について (公 開)	
傍 聴 者 の 数	0 名	
議 論 内 容 ( 概 要 )	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

**【共感プロジェクトについて】**

(藤塚公園の枝払いについて)

事務局： 藤塚公園の枝払いの進め方について説明。

委員長： 藤塚公園の北側にある雑木の一部について枝を払い、その後範囲を広げていくのか、もしくは、一回で枝払いのプロジェクト終えるのか。また、枝払いということなので幹については切らないということか。

事務局： 石浜中自治会長と話し、全部ではなく、一部分について枝を払うということで話を進めている。また、幹を切らず枝を払う作業を皆さんで行うことを考えている。

委員長： 一部分ではなく、少し広い範囲で伐採してもいいのでは。

委員： ブランコの間口を伐採してはどうか。また、どれくらいの太さの枝を切るかを決めて伐採してはどうか。

委員長： 枝払いを行った後は、継続的にやっていかななくてはいけない。

事務局： 現況を再度確認し、1 m幅で事務局が試しに枝払いをすることとする。

事務局： 防風林の役割もあると聞いているので、地元の方に再度確認する必要がある。

委員： このプロジェクトについて周知はするのか。

事務局： 基本的には、自治会のイベントと一緒にやっていくことを考えている。

委員長： 「藤塚公園の枝払い」というタイトルでなく、アピールできるネーミングにするとよい。看板が作れるのであれば看板等を設置してアピールするとよい。

委員： 自治会は、新しいイベントを行おうとするときは、調整に苦労することがあるので、いつ枝払いをやるのか、しっかり実行日を決めた方がよい。

事務局： 7、8月は、作業を行うのに適してないと考えるので、秋くらいを予定している。

委員： 秋は、自治会のイベントが多いので、できれば9月くらいに枝払いを行えるとよい。

(今後の共感プロジェクトについて)

事務局： 共感プロジェクトの進め方について説明。

委員長： 5月26日に行われる緒川の景観まち並み調査について説明。

委員： 緒川の調査する地域は、高齢化が急速に進んでおり、これから空き家も増えて、新しい人が入ってくるのに、今の佇まいを引き継いでいくために景観計画でしっかり規定し残していきたい。

**【明徳寺川周辺重点区域候補地区方針及び範囲について】**

事務局： 資料1「明徳寺川周辺景観形成重点区域作業フロー(案)」及び、資料2「明徳寺川周辺景観形成重点区域(素案)」について説明。

コンサル： 資料2「明德寺川周辺景観形成重点区域（素案）」について補足説明。

委員： 現段階で住民説明会を開くという話だったと思うが。

事務局： そのような意見も頂いたが、この委員会の場で議論するには、素案を作成し、その内容をかみ砕いて説明すべきという意見を前回のまちづくり委員会で頂き今回素案を作成した。

委員： 平成29年度末又は平成30年度始めに住民説明を実施すべきという意見が昨年度のまちづくり委員会で出ていたと思うが。

委員長： 東浦町が景観に力を入れて取り組んでおり、景観計画及び景観条例を策定し、届出業務を行っていることを明德寺川を景観形成重点区域にしていく上での関係者に説明をしていくべき。

委員： なぜ景観まちづくりについて積極的に行っているかを関係者にしっかり説明して理解してもらうこと必要。

委員長： 明德寺川周辺の関係者から色々な要望が出てくることが予想されるので早めに説明が必要。

委員： 明德寺川の自然を守る会という団体があり、今回景観形成重点区域の範囲内にある企業、小中学校及びコミュニティが構成している。

委員長： 明德寺川の自然を守る会の総会は、いつ開催されるのか。

委員： 6月26日に総会が開かれる。

委員長： 明德寺川の自然を守る会の総会で、現在の東浦町の景観について及び明德寺川周辺を景観形成重点区域に指定するという内容の概略説明を含めあいさつに伺うことを検討する。

委員： 土地の所有者は、エリア、建物の価値を上げることで持続した不動産経営が可能になり、商売のメリットになる。

委員長： 景観形成重点区域に指定するという事は、開発を制限するという事ではなく、良いまち、良い自然を次の世代に残していこうというのが目的であるのでそこを説明していく。

委員： 明德寺川周辺の関係者の中でカテゴリー分けをして、それぞれのカテゴリーごとにあつた説明をしないと理解が得られない。

委員： 資料2P10の届出対象行為を設定した時に年間の届出予想件数を確認しておくべき。

委員： 予想件数がわかった時に、その件数を処理することができるのか。  
また、今のマンパワーで処理することができないのであれば、対象行為の種類を絞って東浦町にとって重要な対象行為のみとすることを考えていくべきではないか。

委員： 工作物の対象を高さ2mの案としているが、このままでは膨大な件数の届出があることが予想されることと、適正な高さを探る必要がある。

事務局： 1点目にお話し頂いた、明德寺川周辺の関係者の説明会は、事務局としては内容を固めてから説明を行う予定だったが、まだ内容が固まって

ない状態の中で、まず関係者に説明をした方が良いという意見があったが、段階的に意見を聞きながら進めていくべきなのか、ある程度まとめて進めていくべきか対象者も含め事務局で再度検討させて頂きたい。

2点目の対象行為については、現在の案で実務的に可能なのか、人員的にも可能なのか探りながら検討させて頂きたい。

委員： 景観形成重点区域なので早目に丁寧にしていくべきだと考えている。大規模行為についてでも、奈良でもない京都でもない、なぜ東浦でここまで景観をやるのかということが思われている。しかし、東浦のようなどこにでもあると思われている景観を深く考えていくことが、まちを持続していくための術だということを理解してもらいながら、逆に東浦でやるのが大きな意味があり、社会の発展に寄与するために東浦町は進んでいることを理解されよう努力していることが大事。

スケジュール案を見ても、平成31年度のスケジュールはタイトであり非常に厳しい。

委員： 届出件数の割合は、大規模行為に比べてどれくらいを想定しているのか。

委員： 昨年度は、月2件だったが、その件数の倍以上の件数が予想される。しかし、明德寺川だけであれば倍以上だが、今後景観形成重点区域が増えていけば膨大な件数となることが予想される。

委員長： 今後景観形成重点区域を指定していくことを検討しているが、このまま景観形成重点区域を増やしていく方式が難しいのではないかと考えられる。届出対象が増えていき、申請審査するという作業量的に難しいと考える。地域とコミュニティと話し合いながら地域の中で景観を意識してもらい、景観を守ることができればと考える。例えば地区ごとで、景観まちづくり宣言を出してもらい地域ごとで話し合うような組織があることが理想的である。

委員： 理想的であるが、地元でやろうと言ってすぐにやることは難しい。新築された大規模行為に該当しない建物であっても、色が東浦町の景観計画に適合しないものがあるが、それは、経済的な理由であきらめているものもある。その事例のような案件を景観計画、景観条例による届出してもらうことによって、助言ができて、いいものになる可能性がある。

委員長： 以上で本日の議事を終了とする。